

## □地方自治法 第二節 権限

第 96 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

2 前項に定めるものを除くほか、普通地方公共団体は、条例で普通地方公共団体に関する事件（法定受託事務に係るものにあつては、国の安全に関することその他の事由により議会の議決すべきものとする）が適当でないものとして政令で定めるものを除く。）につき議会の議決すべきものを定めることができる。

## □地方自治法施行令

第 121 条の 3 地方自治法第 96 条第 2 項 に規定する議会の議決すべきものとするのが適当でないものとして政令で定めるものは、次のとおりとする。

1 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）第 8 条第 1 項（同法第 183 条 において準用する場合を含む。）、第 11 条第 4 項（同法第 177 条第 3 項 において準用する場合を含む。）、第 12 条第 1 項（同法第 18 条第 2 項（同法第 183 条 において準用する場合を含む。）及び第 183 条 において準用する場合を含む。）、第 14 条第 1 項及び第 15 条第 1 項（これらの規定を同法第 183 条 において準用する場合を含む。）、第 16 条第 4 項及び第 5 項（これらの規定を同法第 178 条第 3 項 において準用する場合を含む。）、第 17 条第 1 項、第 18 条第 1 項及び第 20 条（これらの規定を同法第 183 条 において準用する場合を含む。）、第 21 条第 2 項及び第 3 項（これらの規定を同法第 179 条第 2 項 において準用する場合を含む。）、第 26 条及び第 29 条第 2 項（これらの規定を同法第 183 条 において準用する場合を含む。）、第 54 条第 6 項（同法第 58 条第 6 項（同法第 183 条 において準用する場合を含む。）及び第 183 条 において準用する場合を含む。）、第 58 条第 1 項から第 3 項まで、第 59 条第 1 項及び第 61 条第 1 項（これらの規定を同法第 183 条 において準用する場合を含む。）、第 62 条第 4 項（同条第 5 項及び同法第 69 条第 2 項（これらの規定を同法第 183 条 において準用する場合を含む。）並びに第 183 条 において準用する場合を含む。）、第 63 条、第 64 条第 1 項、第 69 条第 1 項、第 75 条第 1 項及び第 2 項、第 76 条第 2 項、第 77 条第 3 項、第 81 条第 1 項及び第 4 項、第 85 条第 1 項、第 89 条第 2 項、第 96 条第 2 項、第 97 条第 4 項、第 6 項及び第 7 項並びに第 102 条第 1 項、第 3 項及び第 4 項（これらの規定を同法第 183 条 において準用する場合を含む。）並びに第 103 条第 1 項（同条第 5 項（同法第 183 条 において準用する場合を含む。）及び同法第 183 条 において準用する場合を含む。）の規定、同法第 105 条第 13 項（同法第 183 条 において準用する場合を含む。）において準用する原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 26 条第 2 項 及び第 27 条第 2 項 の規定並びに武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第 107 条第 2 項及び第 3 項並びに第 119 条第 1 項（これらの規定を同法第 183 条 において準用する場合を含む。）、第 129 条、第 134 条第 2 項及び第 139 条から第 141 条まで（これらの規定を同法第 183 条において準用する場合を含む。）、第 142 条、第 143 条及び第 144 条（これらの規定を同法第 183 条において準用する場合を含む。）、第 145 条並びに第 151 条第 1 項並びに第 152 条第 1 項及び第 2 項（これらの規定を同法第 183 条 において準用する場合を含む。）の規定により地方公共団体が処理することとされている事務に係る事件

2 災害救助法施行令（昭和 22 年政令第 225 号）第 9 条第 2 項 の規定により都道府県が処理することとされている事務に係る事件

## □地方自治法 第四款 議会との関係

第176条 普通地方公共団体の議会の議決について異議があるときは、当該普通地方公共団体の長は、この法律に特別の定めがあるものを除くほか、その議決の日（条例の制定若しくは改廃又は予算に関する議決については、その送付を受けた日）から10日以内に理由を示してこれを再議に付することができる。

2 前項の規定による議会の議決が再議に付された議決と同じ議決であるときは、その議決は、確定する。

3 前項の規定による議決のうち条例の制定若しくは改廃又は予算に関するものについては、出席議員の3分の2以上の者の同意がなければならない。

4 普通地方公共団体の議会の議決又は選挙がその権限を超え又は法令若しくは会議規則に違反すると認めるときは、当該普通地方公共団体の長は、理由を示してこれを再議に付し又は再選挙を行わせなければならない。

5 前項の規定による議会の議決又は選挙がなおその権限を超え又は法令若しくは会議規則に違反すると認めるときは、都道府県知事にあつては総務大臣、市町村長にあつては都道府県知事に対し、当該議決又は選挙があつた日から21日以内に、審査を申し立てることができる。

6 前項の規定による申立てがあつた場合において、総務大臣又は都道府県知事は、審査の結果、議会の議決又は選挙がその権限を超え又は法令若しくは会議規則に違反すると認めるときは、当該議決又は選挙を取り消す旨の裁定をすることができる。

7 前項の裁定に不服があるときは、普通地方公共団体の議会又は長は、裁定のあつた日から60日以内に、裁判所に出訴することができる。

8 前項の訴えのうち第四項の規定による議会の議決又は選挙の取消しを求めるものは、当該議会を被告として提起しなければならない。

## ※一部抜粋

総行行第68号

平成24年5月1日

各都道府県総務部長殿

各都道府県議会事務局長殿

総務省自治行政局行政課長

（公印省略）

地方自治法第96条第2項に基づき法定受託事務を  
議決事件とする場合の考え方について（通知）

地方自治法施行令の一部を改正する政令（平成24年政令第137号。以下「改正令」という。）等の公布及び施行については、「地方自治法施行令の一部を改正する政令等の施行について（通知）」（平成24年5月1日付け総行行第67号各都道府県知事・各都道府県議会議長宛て総務大臣通知。以下「施行通知」という。）によりお示ししたところです。

施行通知中第2においては、改正令による改正後の地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第121条の3に定めるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条第2項に基づき条例により議会の議決すべきものとするができる事項には、法令が明瞭に長その他の執行機関に属する権限として規定している事項及び事柄の性質上当然に長その他の執行機関の権限と解さざるを得ない事項は含まれないと解されていることを留意事項としているところです。

これを踏まえ、法定受託事務の根拠条項のうち所管府省から議決事件の対象となり得るかどうかについて検討を要するとの申し出があったものについて所管府省と共に個別に検討を行った結果、各条項の事務分類の考え方をとりまとめましたので、参考のため下記及び別紙のとおりお知らせします。

貴職におかれては、貴都道府県内の市町村に対してもこの旨周知願います。

なお、本通知は、法第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

## 記

1 法第96条第2項の規定に基づき、条例により議会の議決すべきものとするができる事項には、従前より、法令が明瞭に長その他の執行機関に属する権限として規定している事項及び事柄の性質上当然に長その他の執行機関の権限と解さざるを得ない事項は含まれないと解されているところである。

上記の解釈は、自治事務であるか法定受託事務であるかにかかわらず妥当するものと考えられることから、改正令の立案にあたって、当該解釈を踏まえ所管府省から申し出のあった具体の事務を検討した。その結果、議決事件の対象とならないと解される事務については以下のように考えられる。

- I 法律又はこれに基づく政令により地方公共団体に執行が義務付けられている事務であって、その執行について改めて団体としての判断の余地がなく、いわば機械的に行わなければならないもの（Iの事務）
- II Iの事務以外の事務であって、法令によって長その他の執行機関の権限に属することとされているものや、事務の性質等から、当然に長その他の執行機関の権限に専ら属すると解されるもの（IIの事務）

2 上記Iの事務の例としては、以下の類型が考えられる。なお、以下の類型に該当する事務であっても、事務の執行について改めて団体としての判断の余地があり、機械的に行うものとまでは言えないもの等は上記Iの事務から除かれると考えられる。

例：公示、公告、表示、掲示、縦覧、情報開示、公表、通報、送付、送達、届出、経由事務、受理、帳簿作成、調製、記入、記録、登録、抹消、交付、保管、保存

3 上記IIの事務の例としては、以下の類型が考えられる。

(1) 長の権限に専属することが条文上明らかな事務

・法令の条文から長の権限に専属する事項であることが明らかなもの

ア. 事務処理の詳細を規則に委任している事務例：「長は、規則を定め～を行う。」

イ. 長に執行を委ね議会には事後の報告を課している事務例：「長は、～を行ったときは、これを議会に報告する。」等

(2) 専門性を有する職員が行うこととされている事務

- ・家畜防疫員のように専門性を有する職員が行うこととされている事務であって、当該法令の条文から、判断権限をこれらの専門的知見を有する者に委ねていると解される事務

(3) 審査庁としての知事や仲裁委員等が行う事務

- ・審査請求における審査庁としての知事や仲裁委員等が行う事務であって、当該法令の趣旨から、行政処分を行った行政庁や審査請求の当事者から独立した立場において事案を処理することが予定されている事務

(4) 多元的執行機関が排他的権限に基づき行う事務

- ・選挙管理委員会の行う国政選挙等における選挙事務等や、収用委員会の行う土地収用の裁定等であって、多元的執行機関の専門的・中立的性格に照らし排他的に付与された権限に基づいて処理する事務

(5) 許認可等の処分

- ・法律又はこれに基づく政令に根拠を有する許認可等の処分（公権力の行使に当たる事実上の行為を含む。）であって、当該法律又はこれに基づく政令において議会の議決に係らしめる特段の定めがない事務

(6) 現場において即時の対応を要する執行段階の事務

- ・窓口における申請者に対する確認や期限の決定等の事務、調査、検査、情報収集、意見聴取等の事務及び災害現場等における対応等の事務であって、当該法令の趣旨から即時対応を要する執行段階の事務として議決を経ることが想定されない事務

(7) 公物管理者の具体的な管理事務

- ・公物管理法における長等の公物管理者の事務であって、取締行為等の具体的な管理事務

(8) 財務関係の事務

- ・入札・契約、給付金の支給、国税徴収の例で行う滞納処分等の財務関係の事務（法第96条第1項に係るものを除く。）

(9) 人事関係の事務

- ・職員の配置及び服務に関する事務、職員の派遣に関する事務等の任命権者としての長等の権限に関する事務

4 改正令に規定した「国の安全に関することその他の事由により議会の議決すべきものとするのが適当でないもの」は、上記Ⅰ又はⅡに該当する事務以外の事務であって、地方公共団体が当該事務を執行するにあたり議会の議決事件とする余地はあるものの、議決事件の対象とすることが適当でないものとして、以下の類型に該当するものを規定したものである。（Ⅲの事務）

(1) 国家の安全、外交その他国家の存立に直接関わるもの

(2) 緊急時又は切迫している状況における国民の生命、身体、財産等の保護に関するもの

5 法第96条第2項に基づき、条例により議会の議決すべきものとするのできる事項はⅠからⅢまでに分類される事務以外の事務と考えられる。（Ⅳの事務）

この結果、一般的には、法定計画の策定、工事に係る費用の一部負担額の決定や、損失補償について相手側と行う協議等が考えられる。